

## 年金減額法案 2012年11月16日成立

～来年10月から、3段階で2.5%の引き下げ～

～マイナンバー（共通番号）制度は廃案～

年金制度には物価変動にあわせて年金額を改定するルールがあり、1999年～2001年の物価下落時に政治判断で2.5%高い水準に特例として据え置かれていた。その結果、公的年金は本来より2.5%高い水準になっている。

この年金を本来の額まで引き下げる法案が2012年11月16日、参院本会議で可決成立した。引き下げ時期は3段階に分かれ、2013年10月1%、2014年4月1%、2015年4月0.5%となっている。

この措置に伴い、年金と連動して支給水準が決まる児童扶養手当なども引き下げられる。引き下げ幅は1.7%、13/10 0.7% 14/4 0.7% 15/4 0.3%となっている。

次に、今回の法改正で引き下げが完了する15年4月以降は、04年の年金改革で導入された、出生率低下や平均寿命の延びに応じて年金の給付を抑える仕組みが発動できるようになり、仮に物価が上がっても、それに連動して年金が増額しなくなる。15年4月以降はこのルールが適用できるようになる。

他方、所得の低い住民税非課税世帯の年金生活者向けの給付金法案も成立した。

原則として保険料を支払った期間や免除期間に応じて給付額が決まる。これらは消費税率が10%に上がる15年10月からの実施が予定されている。

但し、低所得者対策向けと言いながら無年金者は対象としていない。更に、保険料長期納付者との逆転現象を防ぐために補足的な給付などバラマキとの批判やこれでは保険料未納者が増えるといった意見も多い。これらの問題点については、もっと慎重に十分な審議を尽くすべきだったのではないかと思われる。（2012/11/18）